5　前条第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項の規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第四項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第五条の二第三項後段	第五条の三第三項後段
	第五条の二第一項の	第五条の三第一項の
	第五条の二第一項又は第三項後段	第五条の三第一項又は第三項後段
前条第六項	前項第四号	次条第四項第五号
前条第七項	第五項第四号	次条第四項第五号
前条第八項	第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
	振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ	同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号
	振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
前条第十項	第一項第二号ロ	次条第一項第二号
	振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
	振替国債又は当該振替地方債	特定振替社債等
	以下この条	第二号及び第三項
前条第十二項	第一項第一号	次条第一項第一号
前条第十三項	第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
	振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ	同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号
	前項	次条第一項